明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（二二）　四
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三）　四
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（二四）　五
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（二五）　五
○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六）　九
○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七）　九
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（二八）　一〇
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九）　一三
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（三〇）　一三

〔府令・デジタル庁令・復興庁令・省令〕
○排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令（内閣府・デジタル庁・復興庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一三

〔府令・省令〕
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一四

〔省　令〕
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五）　一八
○医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（同六）　二六
○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（同七）　二九
○労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同八）　五九
○特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　六一
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（経済産業・環境一）　六三
○分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境一）　六七

〔告　示〕
○プラスチック使用製品設計指針（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　六九
○労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（厚生労働六）　七一
○医師の労働時間短縮等に関する指針（同七）　七二
○医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（同八）　七三
○医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（同九）　七三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群B海域、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びにしきりざめ（北大西洋海域））に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一〇〇）　七四
○プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（経済産業・環境二）　七五

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　八〇
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。